

## おいしい水給水施設整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町民が衛生的で安全なおいしい生活用水を得るために自ら給水施設を整備する事業を支援し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東川町補助金等交付規則（昭和58年東川町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる対象者は、町内に所有する建物（複数戸が居住するアパート等を含む。）を居住の用に供するため、前条の目的に沿って事業を行う者であって、次条に規定する事業を実施する者とする。

### (補助対象事業及び対象経費等)

第3条 この補助金の対象事業は、既存井戸若しくは既存取水口より確保している生活用水で水質が飲用基準（水道法の水道水質基準で定めるそれぞれ項目の上限基準値の80%）に適合しなくなったもの、または水枯れをおこしたもので、新たに井戸本体のボーリング費及び接続のための配管工事費、既存の井戸を再利用するための配管工事費、水質基準に適合させる目的の水質浄化装置の設置費又は維持管理費及び水質検査に要する経費を対象とする。

- 2 補助額は、対象経費の内の2分の1を補助（千円未満の端数は切り捨て）する。また、再度井戸工事を行う場合については、対象経費の内の3分の2を補助（千円未満の端数は切り捨て）する。
- 3 町内に設置されている既存の生活用水用井戸若しくは生活用水用取水口において、町が指定した水質検査項目（別表）で検査を行う場合は、1回に限り経費の2分の1を補助（千円未満の端数は切り捨て）する。
- 4 第1項から前項について、優良田園住宅地域及び特殊事情のある地域については、対象経費の5分の4として補助（千円未満の端数は切り捨て）する。
- 5 その他町長が特に必要と認めるものについては、補助事業の対象とし、補助の額は別に定める。

### (事業実施期間)

第4条 この補助金の対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、継続事業で年度を越える場合は、最終年度に補助するものとする。

### (事業の採択)

第5条 事業の採択を受けようとする者は、事前に町長においしい水給水施設整備事業補

助金要望書（様式第1号）を提出して審査を受けるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、おいしい水給水施設整備事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し速やかに町長に提出しなければならない。

（1）領収書

（2）工事の内訳を確認できる書類（見積書、ボーリング柱状図、水質検査表等）

（交付決定及び通知）

第7条 町長へ補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には補助金の交付決定を行い、おいしい水給水施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

（交付の条件）

第8条 町長は補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは条件を付することができる。

（請求）

第9条 交付の決定を受けた者は、速やかにおいしい水給水施設整備事業補助金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに申請者に補助金を交付するとともに、おいしい水給水施設整備事業補助金交付支給通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 町長は補助事業者が次の各号の一つに該当する場合、補助金の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還させる事ができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の執行が不相当と認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を町長の承認を

受けないで譲渡、交換、又は担保にしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

## 別表

## 検査項目

	検査項目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
5	塩化物イオン	200 mg/L 以下
6	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下
7	PH 値	5.8 以上 8.6 以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5 度以下
11	濁度	2 度以下
12	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
13	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/L 以下
14	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下 (任意検査)
15	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下 (任意検査)